

大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第6条の規定に基づき、地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営安定と、存続が困難な公衆浴場の自立を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 この要綱による大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて市内で公衆浴場（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものに限る。）を経営する者で、次の各号のいずれにも該当するもののうち、当該年度引き続き営業するものとする。ただし、特別の理由なく連続して1か月以上休業するものを除く。

- (1) 資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が30人以下の会社若しくは個人であること。
- (2) その発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は出資を中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の者が単独に所有するものでないこと。
- (3) 直近3か年の平均純利益が2,000万円を超えていないこと。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は当該年度における作り湯（浴場の開場までに用意しておく浴槽1杯の湯をいう。以下同じ。）に必要な経費（燃料費及び用水費に限る。）とし、補助金の額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が400,000円を超えるときは、400,000円とする。

(交付申請書)

第3条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）

(2) その他市長が必要とする書類

(決定通知書)

第4条 規則第7条第1項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第5条 規則第9条第5項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)又は公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等)

第6条 規則第6条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の増額又は20%以上の減額を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請書(様式第7号)又は公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)とする。

3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更事業計画書(様式第2号に準じたものとする。)

(2) その他市長が必要とする書類

(承認通知書等)

第7条 規則第13条第2項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認通知書(様式第9号)若しくは公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第10号)又は公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)若しくは公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業実績報告書(様式第13号)とする。

2 前項の実績報告書には、領収書その他の作り湯に要した費用の額が記載された書類の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第9条 規則第15条の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、公衆浴場経営安定化対策費補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱の廃止)

2 大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱(昭和58年6月10日制定)は、廃止する。

(平成26年度から平成28年度までにおける補助率の特例)

3 平成26年度から平成28年度までの各年度における第2条第2項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の2」とする。

(この要綱の失効等)

4 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の

改廃があったときは、その内容を踏まえ、速やかに、補助金の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年6月20日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年12月25日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

(法人の場合は代表者名)

印

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、公衆浴場経営安定化対策費補助金の交付について次のとおり別添関係書類を添えて申請します。

交付申請金額

円

様式第2号（第3条関係）

事業計画書

- 1 交付対象公衆浴場名
- 2 所在地
- 3 経営者（法人の場合は代表者）
- 4 月別営業計画書

月別	営業日数	備考	月別	営業日数	備考
4月	日		10月	日	
5月	日		11月	日	
6月	日		12月	日	
7月	日		1月	日	
8月	日		2月	日	
9月	日		3月	日	
			計	日	

（ 月以降は予定とする。）

5 入浴料金

大人（12歳以上の者） 円

中人（6歳以上12歳未満） 円

小人（6歳未満） 円

洗髪

6 その他

様式第3号（第4条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容の変更等をする場合は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を提出し、市長の承認を受けること。

様式第4号（第4条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交付しないことと 決定した理由	

様式第5号（第5条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第6号（第5条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第7号（第6条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

（法人の場合は代表者名）

④

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の変更の内容	
変更をする理由	
変更の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第6条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

（法人の場合は代表者名）

⑨

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
中止（廃止）する理由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第9号（第7条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第10号（第7条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の変更の内容	
承認しないことと 決定した理由	

様式第12号（第7条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
承認しないことと 決定した理由	

様式第13号（第8条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所又は所在地

氏名又は法人名

㊞

(法人の場合は代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

- 1 交付決定金額 円
- 2 補助金の既交付金額 円
- 3 事業実績調書

月 別	営業日数	備 考	月 別	営業日数	備 考
4月			10月		
5月			11月		
6月			12月		
7月			1月		
8月			2月		
9月			3月		
			計		

4 入浴料金 大人 円、中人 円、小人 円、洗髪料 円

5 その他 領収書等事業経費の分かる書類

様式第14号（第9条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第15号（第10条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所又は所在地

氏名又は法人名

⑩

(法人の場合は代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度
交付確定金額	円
交付請求金額	円
振 込 先 機 関	金融機関名 銀行・信用金庫 支店
	口座番号 普通・当座
	口座名義
添付書類	

様式第16号（第11条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所又は所在地

氏名又は法人名

印

(法人の場合は代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補助年度	年度		
交付決定金額	円		
補助金を一括（分割）請求する理由			
補助金の既交付金額	円		
交付請求金額	円		
振 込 融 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		
添付書類			

様式第17号（第12条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第18号（第13条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。